

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務 条例の一部改正に伴うパブリックコメント手続について

資料1 川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務
条例の一部改正について

資料2 川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務
条例の一部改正に伴う意見募集について

令和元年8月23日

経済労働局

1 改正卸売市場法の概要と市場業務条例の改正理由

(1) 改正卸売市場法の概要

国での規制改革推進会議において、農林漁業者の所得向上を目的に全国農業協同組合連合会の改革及び流通・加工の合理化が議論された事に端を發して、平成30年6月に卸売市場法を時代に則して規制緩和する改正が行われた(令和2年6月21日施行)。

<卸売市場法の改正の考え方>

- ①生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応
- ②卸売市場を含めた食品流通の合理化
- ③生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進

<改正卸売市場法のポイント>

- ①開設主体：都道府県・人口20万人以上の市 ⇒ 民間含め制限無
- ②国の関与の減少
 - ・整備基本方針、整備計画の策定廃止
 - ・開設区域、卸売業務の許可、卸売業者への検査・監督に関する規定の廃止等
- ③取引ルールの大幅な規制緩和
公正かつ透明を旨とする取引ルールのみ共通ルールとして定め
その他の取引ルールは、市場ごとに規定可能。

(2) 市場業務条例の改正理由

食品流通においては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、産地直売等の流通の多様化が進んでおり、こうした状況の変化に対応して、国では、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適性化を図るため、卸売市場法の改正が行われた。

本市においても、法改正の主旨を踏まえ、食品等の流通の多様化等に対応するため、**取引ルールを中心として、川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の改正を行う。**

2 現行市場業務条例の概要

(1) 現行市場業務条例の概要

生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、市民生活の安定に寄与するため卸売市場に関する事項(目的、取扱品目、市場関係事業者、売買取引及び決済の方法、監督、施設の使用等)を定め、その適正かつ健全な運営を確保している。

(2) 現行市場業務条例に定めている主な事項

【事 項】	【規 定 概 要】
①総則	目的、市場の名称、指定管理者※地方卸売市場のみ、取扱品目、開場の期日・時間等に関する事
②市場関係事業者	卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者の基本的な役割等に関する事
③売買取引及び決済の方法	売買取引の原則・方法、取引ルール、代金決済等に関する事
④品質管理の方法	取扱物品の品質管理の方法等に関する事
⑤市場施設の使用	市場施設の使用指定、返還、使用料、減免等に関する事
⑥監督	市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導、検査、監督処分等に関する事
⑦その他	市場運営協議会・審議会、災害時における生鮮食料品等の確保等、市場の運営等に係るその他に関する事

3 改正卸売市場法における取引ルールの取扱い

(1) 改正卸売市場法での主な取引ルール

①共通(必須)の取引ルール ⇒公正かつ透明を旨とする基本的な規定

- ア 売買取引の原則 : 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと
- イ 差別的取扱いの禁止 : 開設者及び卸売業者は、取引参加者等に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない
- ウ 売買取引の方法 : 卸売業者は、業務規程で定められた方法により、卸売をすること
- エ 売買取引の条件の公表 : 卸売業者は、売買取引の条件を公表すること
- オ 受託拒否の禁止 : 卸売業者は、販売の委託の申込みがあった場合は、正当な理由がある場合を除き、拒んではならない
- カ 決済の確保 : 取引参加者は、業務規程に定められた方法により、決済を行うこと
- キ 売買取引の結果等の公表 : 開設者及び卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の売買取引等を定期的に公表すること

②その他(任意)の取引ルール ⇒卸売市場の活性化を図る観点から、共通の取引ルールに反しない範囲において、関係者の意見を踏まえ、市場ごとに定めることができる。

[参考：現行卸売市場法における、その他の取引ルールにあたる主な規定]

ア 卸売業者の取引ルール

- (ア) 第三者販売の禁止 : 原則、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない
- (イ) 商物一致の原則 : 原則、市場内にある物品以外の卸売をしてはならない
- (ウ) 自己買受の禁止 : 販売を委託された商品を卸売業者自ら買い受けてはならない
- (エ) 開設区域内での販売行為禁止 : 開設区域内での販売は事前に承認を受けなければならない
- (オ) 買受物品等の制限 : 仲卸業者又は売買参加者から、販売の委託又は買い受けてはならない

イ 仲卸業者の取引ルール

- (ア) 直荷引きの禁止 : 原則、卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない
- (イ) 開設区域内での販売行為禁止 : 開設区域内での販売は事前に承認を受けなければならない
- (ウ) 受託販売の禁止 : 販売の委託を引き受けをしてはならない

※上記の取引ルールの多くは、現在実情に合わせて追加されてきた例外規定により形骸化している。
※4ページの参考2に主なその他の取引ルールのイメージを記載

4 これまでの検討状況と川崎市卸売市場経営プラン改訂版での考え方

(1) 市場関係事業者からの意見の聴取

- ①平成30年9～10月 プラン改訂のための個別ヒアリング時に、併せて取引ルール等についてもヒアリングを実施
- ②平成31年1月 部類ごとに取引連絡会議を開催し、その他の取引ルールや取扱品目等について市場関係事業者と意見交換を実施
- ③平成31年2月 市場開設運営協議会、市場運営審議会を開催し、現状を報告
- ④平成31年3月～令和元年6月 南北市場全体、業態(卸売業者、仲卸業者)別で会議を開催し、事業者の意見を聴取

(2) 川崎市卸売市場経営プラン改訂版(令和元年6月策定)での取引ルールの策定の考え方
◎改正卸売市場法の趣旨を反映するとともに、近隣市場との競争上、規制の多い市場は敬遠される懸念があることから**市場業務条例において、その他の取引ルールの原則自由化を推進することを明記**

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について

5 改正の内容

《 市場業務条例改正の考え方 》
 公正な取引を保障するための最小限の規制のみを定める
 取引の自由度をあげて取引し易い環境を整え、出荷者や買受人に選ばれる卸売市場を目指す!!

(1) 市場業務条例の改正区分と主な改正概要

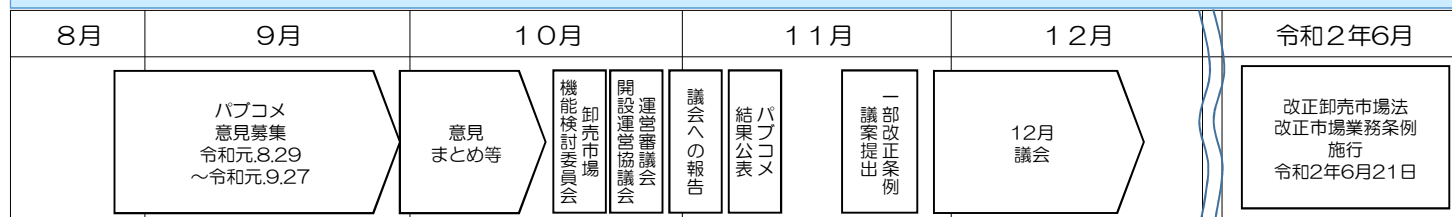
【改正区分】

改正区分	改正理由	改正区分	改正理由	改正区分	改正理由
①規制緩和	ア 規制を緩和するため規定内容を改め改正	②共通の取引ルールの義務化	ア 現行市場業務条例に規定がないため新設	③国等での業務廃止	ア 新たに市が行うため新設
	イ 規制を緩和するため廃止		イ 現行市場業務条例の規定内容を改め改正		イ これまで市が行っていた業務と併せて行うため改正

【主な改正概要】

	【 事 項 】	改正区分	【 改正概要 】
第1章 総則	(1) 取扱品目	①ア	部類(青果、花き、水産物)毎に取扱品目が限定されていたが、規制を緩和し、部類の枠組みを超えて取り扱えるように改正
第2章 市場関係事業者	(1) 卸売業者の許可、取消、事業譲渡等	③ア	卸売業者に関する、許可、取消、事業譲渡の許認可は、これまで国等が行っていたが、卸売市場法から卸売業者に関する規定が削除されたため、規定を新設
	(2) せり人の登録、更新、取消、削除等 ※中央卸売市場のみ、地方卸売市場は現行も卸売業者からの届出制	①ア	せり人の登録に際し、これまで市による試験を課して登録を行ってきたが、規制を緩和し、卸売業者からの届出制に改正
	(3) 売買参加者の承認、取消等	①ア	市による承認を行ってきたが、規制を緩和し、取引当事者である卸売業者からの届出制に改正
第3章 売買取引及び決済の方法	(1) 売買取引の方法	①ア	販売方法について規制を緩和し、せり売、入札及び相対取引のいずれかによることに改正
	(2) 売買取引の条件の公表	②ア	共通の取引ルールとして、卸売業者は、営業日・時間、取扱品目、引き渡し方法、委託手数料等、規則等で定める売買取引に関する条件について、インターネット等による公表を推奨する規定を新設
	(3) 決済の方法	②ア	共通の取引ルールとして、取引参加者が売買取引を行う場合、支払期日、支払い方法等について、規則等で定める方法に従うこととする規定を新設
	(4) 売買取引の結果等の公表	②イ	開設者及び卸売業者による、卸売数量、価格、産地等の取引結果の公表について、市場外にも広く情報を開示するため、場内掲示からインターネット等による公表を推奨するよう改正
	(5) 卸売業者の取引ルール ①第三者販売の禁止 ②商物一致の原則 ③自己買受の禁止 ④開設区域内での取扱品目の販売行為禁止 ⑤買受物品等の制限 等	①ア	卸売業者のその他の取引ルールについて規制を緩和し、原則自由化とし、取引し易い環境を整えるため改正 ※市に実績報告は提出
	(6) 仲卸業者の取引ルール ①直荷引きの禁止 ②開設区域内での取扱品目の販売行為禁止 ③受託販売の禁止	①イ	規制を緩和し、取引し易い環境を整えるため廃止
第5章(中央)、第6章(地方) 監督	(1) 改善措置命令等	③イ	卸売業者に関する、財務の改善命令は、これまで国等が行ってきたが、卸売市場法から卸売業者の財務の改善命令規定が削除されたため、現行の改善措置命令規定に追加をする改正

6 今後のスケジュール



川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について

<参考1> 市場で働く人と取引の流れ(北部市場まるわかりガイドより抜粋)



市場で働く人と取引の流れ

卸売業者

全国の出荷者から生鮮食品等を集め、出荷者に代わって仲卸業者、売買参加者にせり売りや相対取引等で販売する市場の中心的存在者です。

青果部 1社
水産物部 2社
花き部 1社



仲卸業者

卸売業者から買い受けた物品を仕分け、調整し、市場の店舗で買出人、売買参加者に販売します。

青果部 19社
水産物部 51社
花き部 2社



売買参加者

仲卸業者とともに、卸売業者の行うせり売りや相対取引時に直接参加できるスーパーマーケット、八百屋さん、花屋さん等です。

青果部 147社
水産物部 7社
花き部 498社

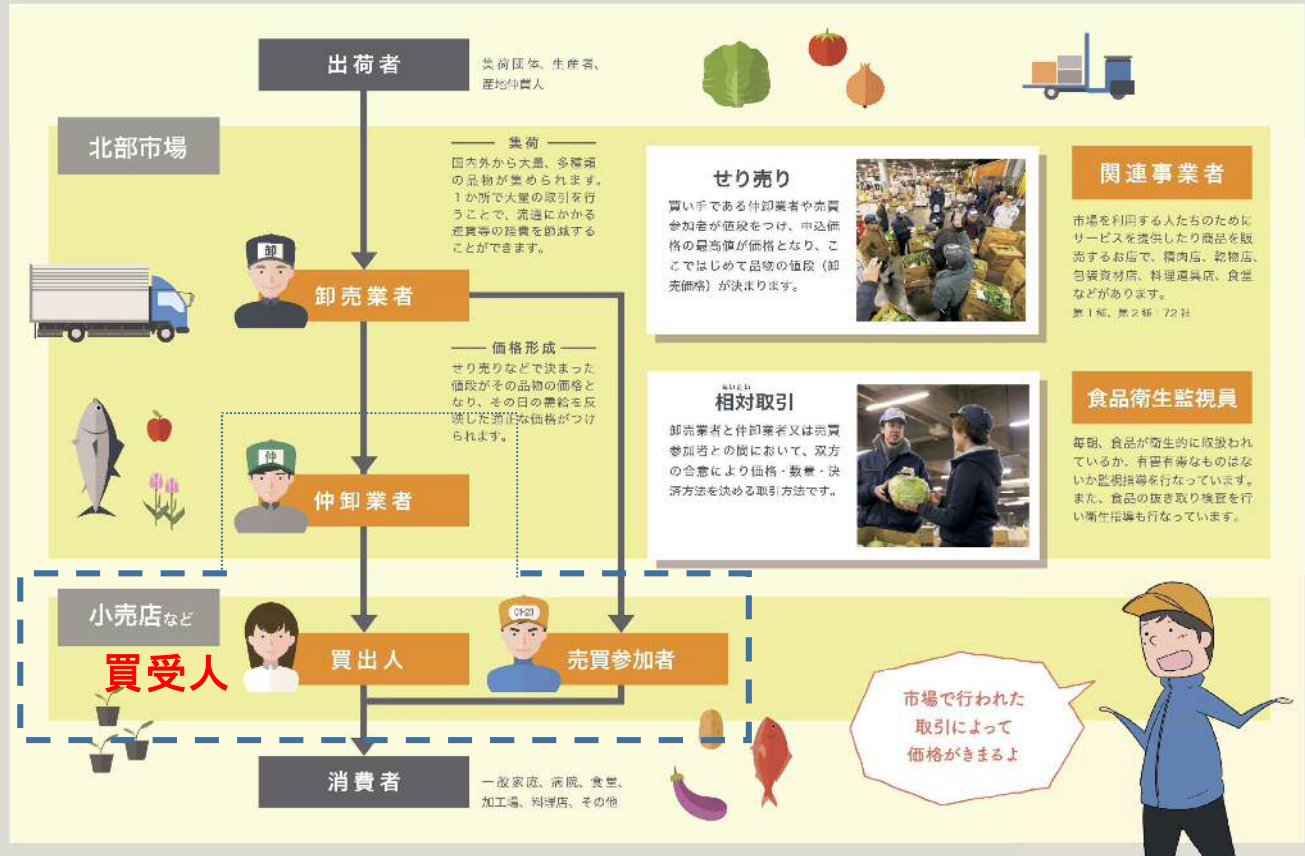


買出人

スーパーや小売店(八百屋、魚屋)、飲食店等が、仲卸業者や関連事業者から仕入れを行い、自分の店舗で消費者に販売します。



市場では食品など数多くの取引が行われています。卸売業者や仲卸業者、売買参加者がせりなどで品物の価格を決め、買出人であるスーパーや小売店が品物を仕入れ、消費者に販売します。その他、関連事業者や食品衛生監視員など様々な人が働いています。

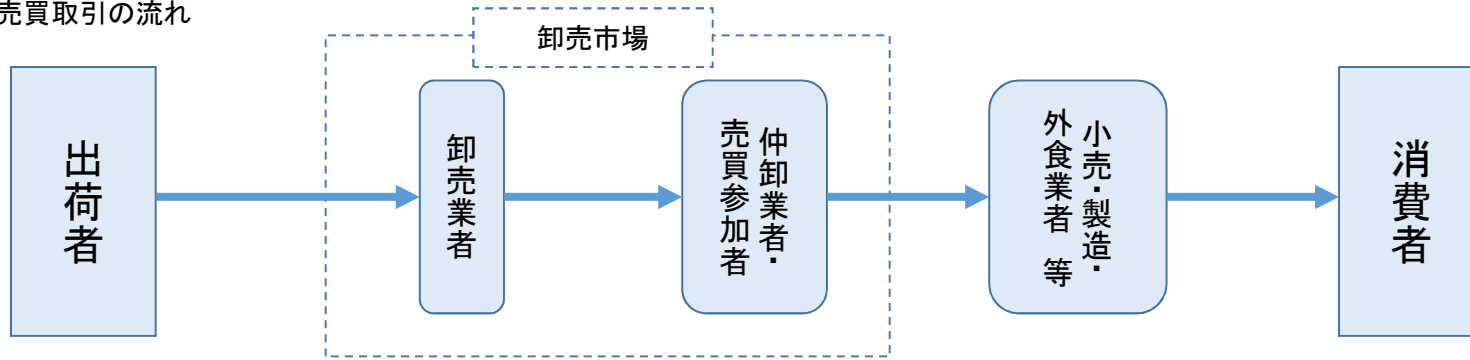


市場の1日



<参考2> 現行卸売市場法における、通常の売買取引の流れと主なその他の取引ルールのイメージ

(1) 通常の売買取引の流れ

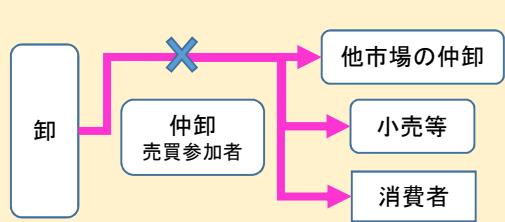


(2) 主なその他の取引ルールのイメージ

1 第三者販売の禁止

原則、卸売業者は、市場内の仲卸業者及び売買参加者以外に卸売をしてはならない。

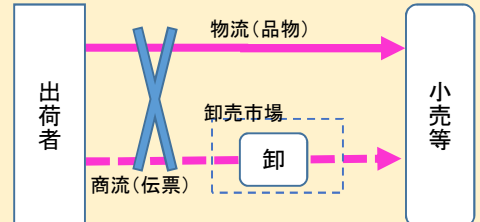
<規制のイメージ>



2 商物一致の原則

原則、卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない。

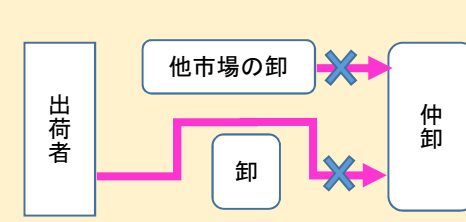
<規制のイメージ>



3 直荷引きの禁止

原則、仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。

<規制のイメージ>



「川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について」

－ 市民の皆様の御意見を募集します －

近年、食品流通において、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、産直等の流通の多様化がすすんでおり、こうした状況の変化に対応して生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図るため、卸売市場法の改正が行われました。

本市におきましても、法改正の趣旨を踏まえ、食品等の流通の多様化に対応するため、取引ルールを中心として、市場業務条例の一部改正を行うものです。

1. 意見募集期間

令和元年8月29日（木）～令和元年9月27日（金）まで

※郵送の場合は当日消印有効です。

※持参の場合、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯でお持ちください。

2. 資料の閲覧場所

川崎市中央卸売市場北部市場（管理事務所棟3階市管理事務所）、川崎市地方卸売市場南部市場（管理事務所棟3階市管理事務所）、川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ（「意見公募（パブリックコメント）」）から御覧いただけます。

3. 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX番号、住所及びメールアドレス）」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。

※電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

4. 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対して個別回答はいたしませんので御了承ください。なお、市の考え方を後日、市のホームページで公表いたします。
- お知らせいただいた個人情報、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

5. 問い合わせ・提出先

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

電話：044-975-2219 FAX：044-975-2242